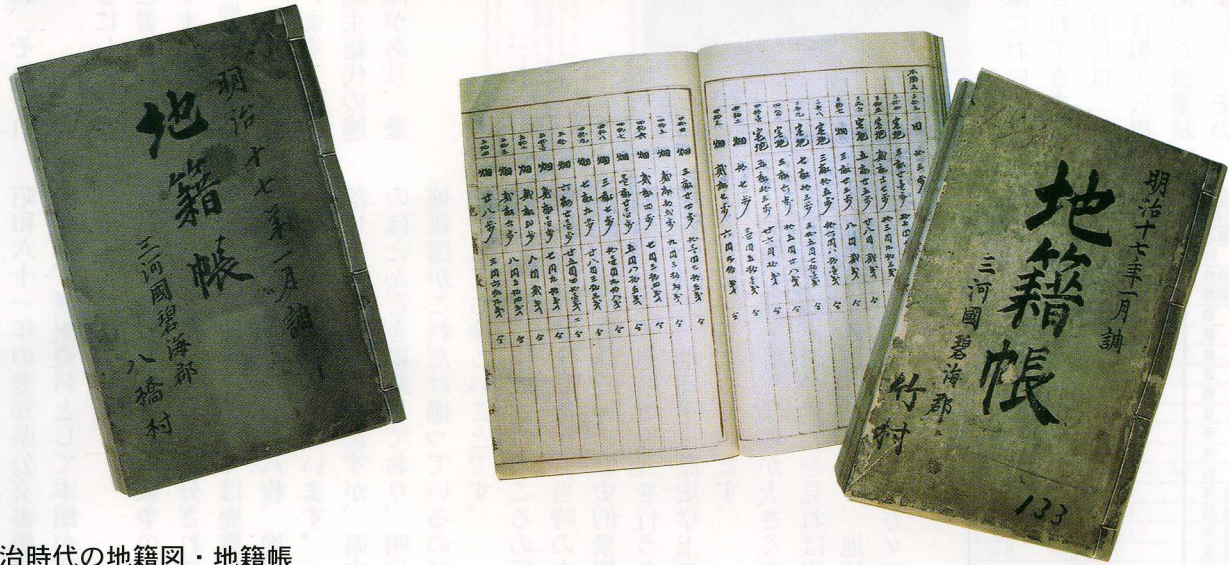
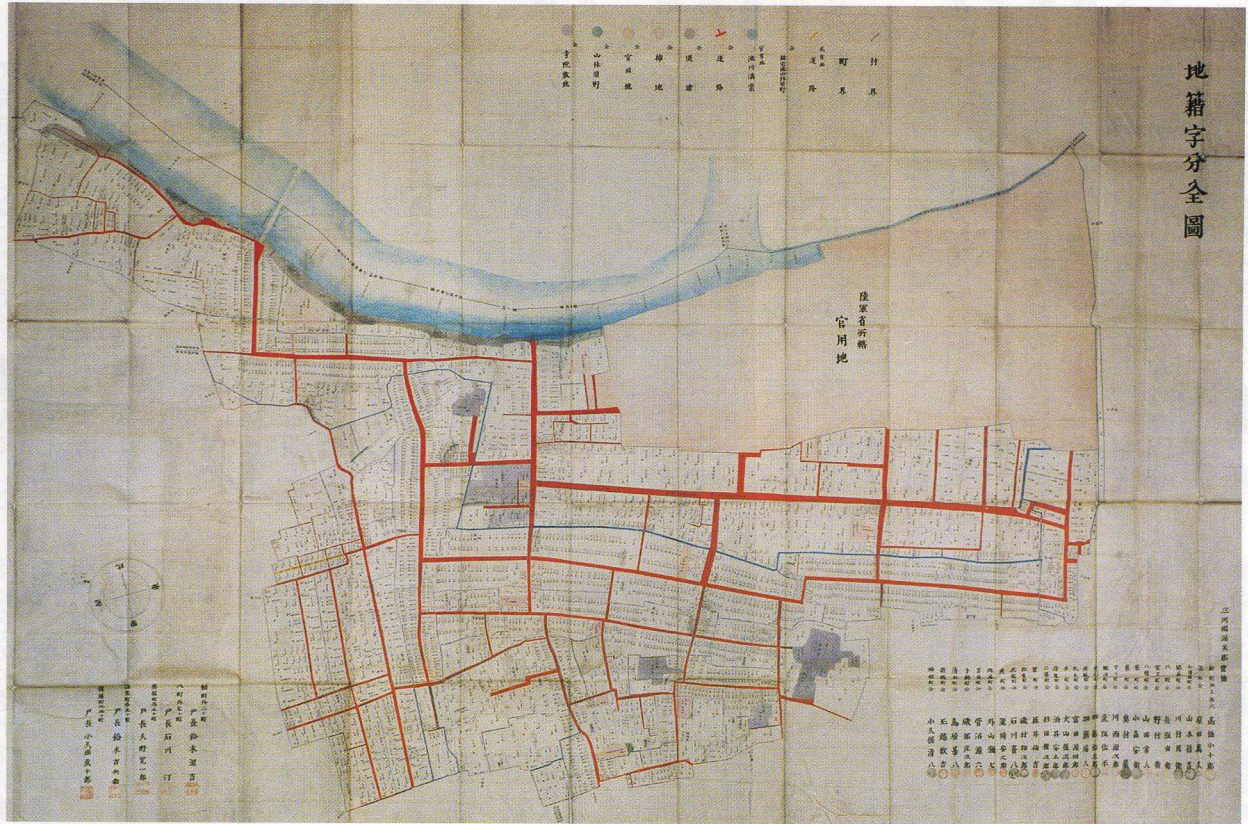


愛知県公文書館だより

目次

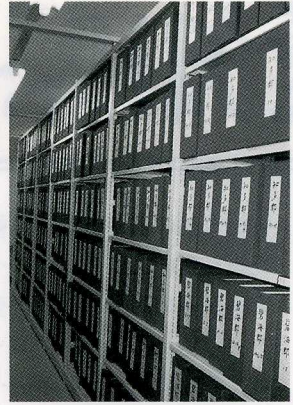
明治時代の地籍図・地籍帳……………	1	館蔵資料の損傷・劣化……………	6
表紙写真の解説……………	2	平成12年度企画展から……………	7
寄贈資料の紹介 尾張国愛知郡相原村文書……………	3	夜業に蠟燭支給—県庁文書から—……………	7
古文書解読講座—入門編—……………	3	レファレンスコーナー……………	8
公文書館の仕事—整理—……………	4	利用案内……………	8



明治時代の地籍図・地籍帳

〔表紙写真の解説〕

地籍図・地籍帳



書庫内書架の地籍図原本

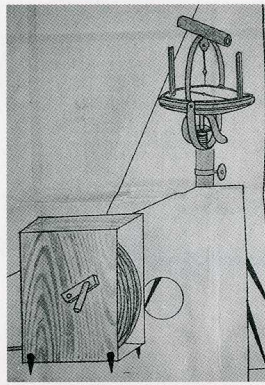
本館が所蔵する地籍図（地籍字分全図）・地籍帳は、愛知県が明治十七年三月十七日付け乙第四十四号布達で、県内の郡区役所・戸長役場に対し作成を命じたもので、県庁へ提出された正本に当たります。

これは明治十六年内務省達による地籍雛形更正に準拠し、「地籍編製心得書」（県布達乙第四十四号別紙）に基づき作成されています。地籍編さんの目的は、同心得書第一條にあるように、境界を正し、面積未定の土地を測量、地種名称を区分することでした。

測量方法は、斜面や幅員の広狭が甚だしいところは「三斜法」で、そうでないところは「十字法」で行い、土地一筆の面積は、明治十七年一月一日時点の状態に記載することになっていました（実際の年月は郡により異なるものがあります）。

地籍図・地籍帳は明治十八年三月二十五日まで県庁へ提出するよう指示

が出ていましたので、およそ一年ほどで完成させなければなりません。県は郡へ役人を派遣して督促しました。中でも愛知・東加茂・碧海・額田・南設楽・知多の各郡は、早くから競って測量等の伝習を受け、器械を購入し事業に取りかかりました。また、愛知郡前津小林村では、戸長自ら率先して日夜従事し、わずか二十日間で完成させたといわれます（明治十七年六月十五日付け『繪入名古屋新聞』）。まさに、官民あげての一大事業でした。

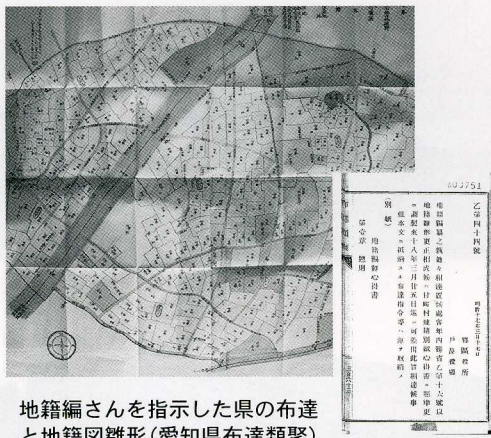


当時使用された測量具図（森上村地籍図より）

地籍図は縦九寸、横五寸五分の大きさに畳まれ、表紙には「地籍字分全図」と書かれています。縮尺は「曲尺一間五厘ノ法」（千二百分の一）で、原則として一村が全図として一枚の和紙に描かれています。広げた大きさは、村により一辺四十cmほどの小さいものから一辺七mを超える大きなものまで様々です。切図とは異なり、一村全域を見ることが出来るのが本図の特徴です。絵図面には、村界、字界、字名、一筆ごとの土地区画形状、地番、地目（田畑、山林等）ほか書き込まれ、

池川、堤、道路、寺院境内、神社敷地等は色分けされています。また、地主総代、戸長の名前が書かれ、それぞれ印が押されています。

地籍帳は美濃紙を袋とじにした縦帳で、表紙には「地籍帳」と書かれ、調査年月、村名の表示があります。帳の内容は、小字名、地番、地目、反別（面積）、地価、地種（官有地・民有地の別）等が記載されています。最後に、内容に相違ない旨の地主総代の連印や郡長・戸長の奥書証印があり、愛知県令に宛てています。



地籍編さんを指示した県の布達と地籍図雛形（愛知県布達類聚）

本資料は永く本庁舎書庫において、公文書として大切に保管されてきました。昭和二十年八月二十三日には「特別永年保存図書」として、官報・公報等と共に額田郡岩津町にあった蚕業試験場岩津支場へ疎開しました。その後、本庁舎文書課書庫へ戻され、昭和

五十三、五十四年に総務部文書課から愛知県文化会館へ移管されましたが、昭和六十一年の愛知県公文書館設置にあたり、歴史資料として本館が所蔵することになりました。

県本庁舎の新築移転や戦争の混乱の中で、多くの公文書が処分されてきましたが、本資料については廃棄を免れ、現在、地籍図二、一九八枚、地籍帳二、四二四冊が保存されています。一部欠落している村はありますが、県内全域のほとんどを網羅しており、明治期の地籍図がこれだけ揃っているのは全国的に見ても珍しいことです。

いまでは、作成されたころの行政的価値は失われましたが、当時の自然環境、街道や町並み等の歴史的景観、古墳や城館跡等遺跡の復元を行うための資料として、地理学・歴史学上の価値はますます高まっています。

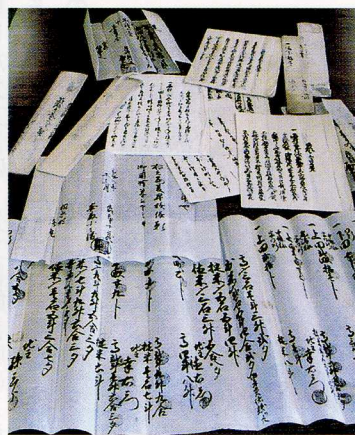
戦後の開発等で環境が大きく変化した地区でも、この資料を見れば過去の状況が良く分かりますので、地域の歴史を調べるうえでも多くの方々に活用していただきたいものです。

地籍図・地籍帳郡別所蔵数

郡区名	地籍図(枚)	地籍帳(冊)
名古屋区	13	20
愛知	112	142
東春日井	117	137
西春日井	83	105
丹羽	104	115
栗原	41	44
中島	149	244
海東	140	168
海西	96	106
知多	110	148
碧南	163	178
幡豆	146	145
額田	178	186
西加茂	149	146
東加茂	172	168
北設楽	105	55
南設楽	77	60
宝飯	98	114
渥美	80	87
八名	65	56
計	2,198	2,424

寄贈資料の紹介

尾張国愛知郡相原村文書



この文書は名古屋市在住の方から平成十二年十月、本館へご寄贈いただいたものです。このたび所定の整理を終えましたので、その概要を紹介いたします。江戸から明治時代に至る尾張国愛知郡相原村の地方(じかた)文書で、計百六十六点あります。

相原村は、現在の名古屋市緑区鳴海町内にあつた村で、当時はちようど鳴海村に囲まれるように位置していました。江戸時代には尾張藩領であり、村高はおよそ六百三十二石ありました。村の大部分は藩士の給地で、『尾張徇行記』等によれば、江戸時代後期には藩直轄の蔵入地と八人の給人による相給村となっていました。

本文書は、同村を支配していた給人の一人、尾崎氏の組庄屋家の文書であることが同文書の内容から分かります。「組庄屋」とは、各尾張藩士の給地に

置かれた庄屋のことで、村全体を統括する庄屋は、「惣庄屋」と呼ばれました。文書群の内容は、量的には宗門送りや金子借用証文が多くを占めています。宗門送りからは婚姻が行われた地理的範囲の一端が、金子借用証文からは地頭(給人)の先納金や年貢納入に難渋する村の様子がうかがえます。また、

大きな村方騒動に発展しそうになつた庄屋の不正事件に関する一連の文書や、日照りや凶作により地頭からご用捨米や下され米があつたことを示す文書など、興味深いものも含まれています。

これらの文書は、わずかではあります。江戸時代の尾張地方の村に生きた人々の生活を現代に伝える貴重な生の史料です。

寄贈された方は、この文書を骨董市で偶然見つけ、購入されたそうです。

このことは、現在も文書の散逸が続いていることを意味しています。寄贈者のご理解がなければ、そのまま失われてしまふ恐れもあつたでしょう。史料の消失は、その地域の歴史が失われることでもあります。公文書館では、このような地域史料の亡失を防ぐためにも古文書を収集し、史料の情報センターとしての役割を果たしています。

ここに紹介した愛知郡相原村文書は、現在、本館にて閲覧できます。目録で検索のうえ、受付に請求してください。

古文書解読講座

入門編

江戸時代や明治時代の多くの文書はくずし字で、しかもなじみのない文体で書かれています。一見すると何が書いてあるのかさっぱり分かりませんが、コツさえつかめば意外と簡単に読めるものです。証文類は決まり文句が多いので、様式や用語さえ覚えてしまえば後は数をこなすだけです。

上に紹介した愛知郡相原村の文書の中から、村送り一札(左図版)を例にして読んでみましょう。この文書は、近世の村方文書においては、ごく普通に見られるものです。

〔解説文〕

一札

当村三右衛門娘ちへ、当辰廿六歳罷成申廻、今般、其御村助右衛門所江縁付参り申候、右ちへ宗旨八代々浄土宗当村光照寺旦那三紛無御座候、勿論御制禁之切死丹宗門類族筋目之者二而八無三御座候、毎年当村宗門御改帳面二書載来り、慥成者二御座候、向後御地帳面二御書載可被レ成候、若脇より怪敷宗門之由訴人御座候ハ、我等罷出急度申披キ、其元江少しも御苦勞かけ申間敷候、為二後日一村送り一札仍如レ件

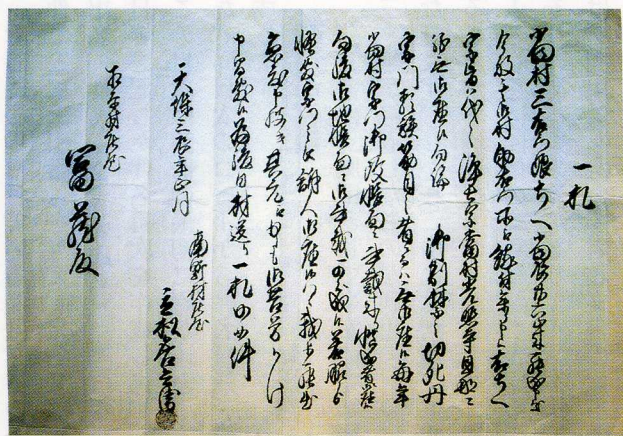
天保三辰年正月 立松善兵衛(印)

相原村庄屋

富蔵殿

これは、南野村娘ちへが相原村助右衛門の所へ嫁入りに際し、南野村の宗門人別帳から籍を抜き、移動先である相原村の帳面に書き載せるよう南野村庄屋から相原村庄屋へ依頼した送籍の文書です。一般的に村送り状には、送籍の理由、檀那寺の明示とキリシタン及びその一族、子孫ではないこととの証明等が書かれています。

当時の文書を直接読めるようになれば、歴史を自ら検証したり、構築したりすることが可能となり、活字を読むのとは違った楽しみが生まれるでしょう。



公文書館の仕事 ～資料の整理～

本館では、歴史的価値のある県の公文書、行政刊行物、古文書・私文書などを所蔵しています。収集した資料は、管理や利用のために必要な整理をして保存します。ここでは、その整理方法を中心に紹介します。

● 公文書

くん蒸

保存の期間が二十年を経過した永年保存文書と、歴史的価値あるものとして廃棄決定文書の中から選別した有期限保存文書（歴史的文書）は、本庁・地方機関・各種行政委員会から段ボール箱に詰めて収集してきます。収集した公文書は、公文書館書庫に入れる前に段ボール箱のまま、殺虫、殺菌のため外部でくん蒸します。



収集した公文書の仮配架風景

仮配架

くん蒸が終わった公文書は、整理作業のため、書庫内において目録記載順に仮配架しておきます。配架の方法は、永年保存文書と歴史的文書に分けて、収集先（本庁・地方機関・各行政委員会）ごと、収集年度ごとに区分しています。この状態で将来の一般利用に備え、保管します。



公文書の整理（件名目次の作成）

簿冊カードの作成

仮配架後、利用に供されるまでに必要な整理を行います。まず最初に、簿冊目録を作成するために、簿冊カードを作成します。公文書は普通、簿冊に編冊して保存されていますので、検索の手段として、簿冊に関する各データ（簿冊名、完結年度、編冊期間、作成部課室、現在の担当部課室など）が必要になります。これらの情報をカードに記録していきます。これは、後で入力用データシートとして使われます。

件名目次の作成

簿冊に綴じられている決裁文書的一件ごとに索引番号を与え、宛名又は差出名、件名（文書の題名）、施行年月日等を記した件名目次を作成します。この目次は簿冊の最初に綴じ込み、また、同目次のコピーから件名目録を作成します。

利用の協議

公文書は、原則として事案の完結後三十年が経過したものが利用の対象になります。しかし、中には利用に供することが不適切なもの、たとえば、個人若しくは団体の権利利益を害するおそれのあるもの等があります。本館では、利用にあたって当該文書の担当課と協議を行い、利用の可否を決めています。

なお、この時、利用制限があるときれた公文書については、一定期間経過後、再度協議することになっています。

登録番号の付与、ラベルの貼付

協議を終えた公文書は、県組織の建制順に登録番号・請求番号を与え、番号ラベルや、利用制限を識別するシールを貼付していきます。

これまでは、保存のために製本していましたが、現在は資料の原形を変えないよう、なるべく作成当時のままの形で保存することに努めています。ただし、資料の劣化を来すようなクリップや輪ゴムなどは取り除きます。

配架

登録番号順に書庫に配架して、一般の利用に供します。



書庫内の公文書書架

● 刊行物

収集

県で作成又は取得した広報資料・調査統計資料・報告書などの行政刊行物は、規程に基づき公文書館に送付されます。その他、参考資料として必要な刊行物については寄贈を受けたり、購入したりして収集しています。刊行物は、随時整理し利用に供します。

目録の作成

資料の管理や検索に必要な項目（表題、編著者名、発行機関名、作成年月日、規格など）や分類番号（日本十進分類法）を目録に記入します。従前は、日本目録規則によるカードを作成していましたが、現在は、直接パソコンに入力し、冊子式目録を打ち出しています。

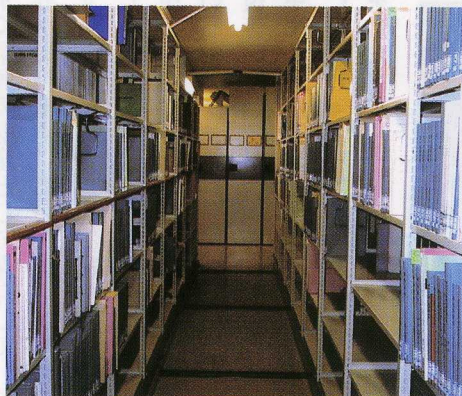
登録番号の付与、ラベルの貼付

登録番号を与え、資料にラベルの貼付、蔵書印の押印など必要な装備を施します。

配架

全ての整理が完了すると、日本十進分類順に書庫又は閲覧室の書架に配架します。

本県の行政刊行物については、利用の便をはかるため、受入れ時点で複本を開架書架に作成部課室別に並べています。



書庫内の行政刊行物書架

古文書・私文書

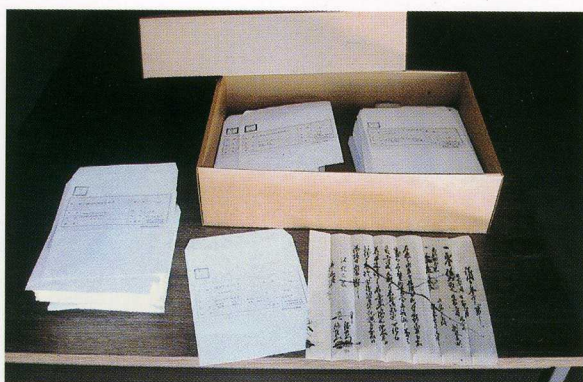
寄贈又は寄託の方法により、主に愛知県地域に関係する歴史的価値あるものを受け入れています。

史料は出所(家)ごとに整理を行い、文書一点ごとに表題、年月日、差出人、受取人、形態等をパソコンに入力し、目録を作成していきます。その際、出所によって形成された元々の秩序や文

書の原形を崩さないようにします。整理の過程でどうしても崩さなければならぬ時は、後で必ず元の状態に復元しておきます。また、折り畳んであったものが広げられたままになっていたり、包紙や付箋が外れていたりしているものは、調査して出来る限り本来の姿に戻すよう努めます。

文書は、一点ずつ中性紙の封筒に入れ保存します。封筒には、請求記号(登録番号)や表題等を鉛筆で記入しておきます。古文書自体には、ラベルを貼ったり、蔵書印を押ししたりすることは一切しません。整理済み文書は中性紙の箱に収納し、出所ごとに古文書書庫へ配架します。

最後に登録番号が与えられた本目録を完成させます。

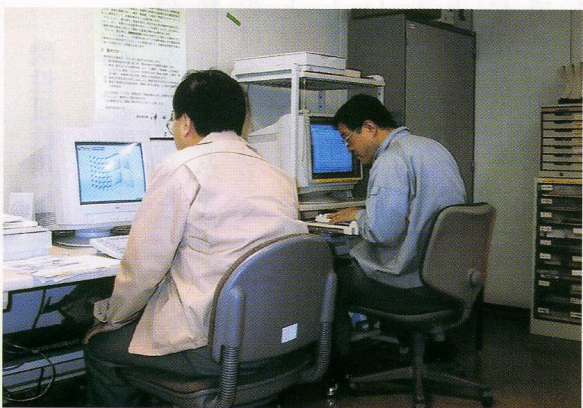


中性紙の封筒・箱に入れ保存される整理済みの古文書

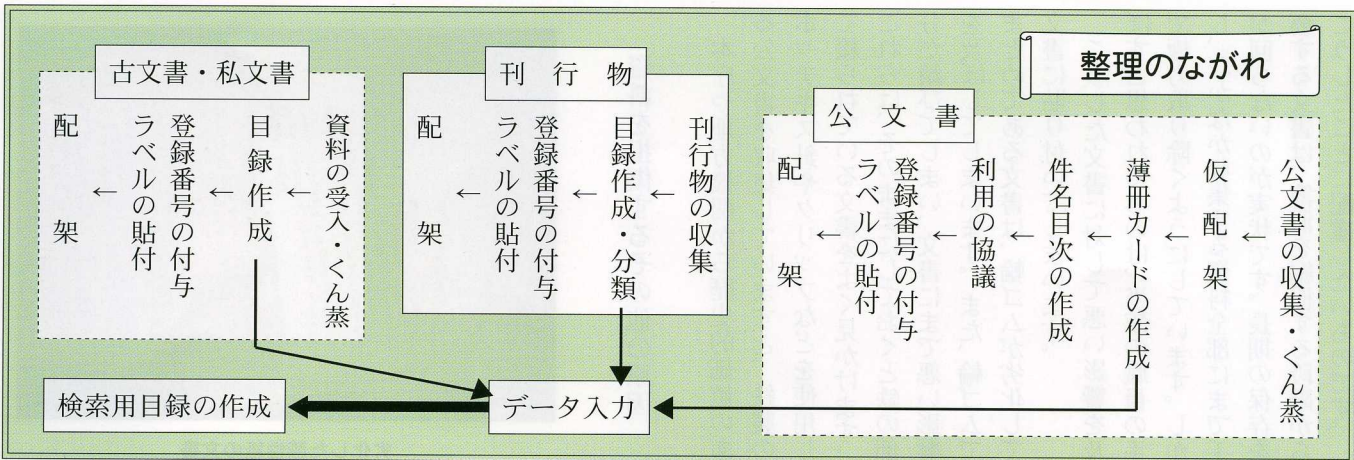
所蔵資料管理の電算化

本館では開館以来、資料の検索手段として各種のカード式目録を作成してきました。カードでの検索は便利な面もありますが、最近の情報化の進展は、公文書館においても避けて通ることの出来ない問題です。整理作業の合理化や資料の管理、検索の利便性を考え、現在、パソコンによる資料のデータ入力を進めているところです。

平成十一年度分からは、パソコン入力データから打ち出した各種の冊子式目録を作成しています。開館以来のカードについても今後、順次入力していく予定です。将来的には、全ての所蔵資料をデータベース化し、インターネットで検索出来るようになるのが目標です。



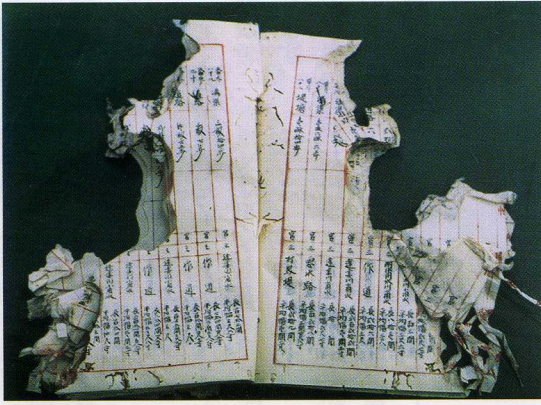
パソコンによる所蔵資料のデータ入力風景



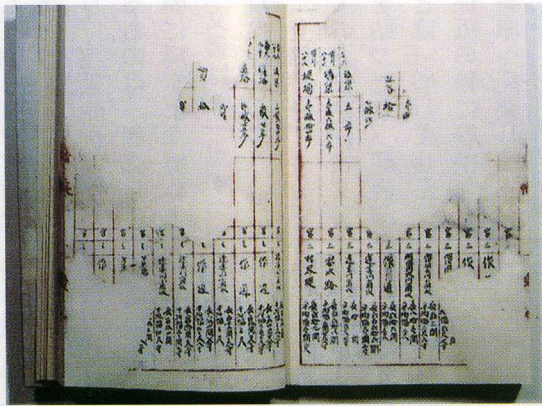
館蔵資料の損傷・劣化

虫害等による資料の損傷

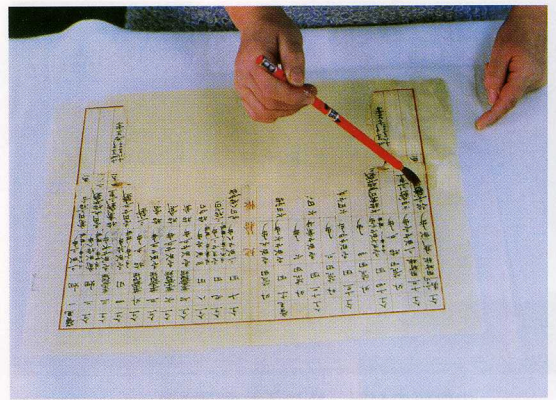
歴史的価値のある文書として選別し、収集した公文書や職務上作成、取得した広報資料、調査統計資料、報告書等の刊行物など当館で収集した資料は、永く県民の財産として保存していく必要があります。このため、虫害を防止するためにくん蒸を実施しています。しかし、古い文書などの中には、既に虫損等により、ひどく傷んでしまっているものがあります。資料の簡易な修復等については館内で実施しますが、虫損の甚だしいもの等については外部に委託し、資料に裏打ち等を実施し補修をします。



① 修復前の虫損資料



③ 修復後の虫損資料

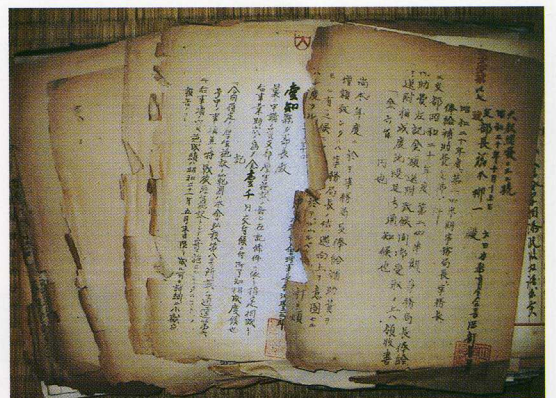


② 修復作業（裏打ち）

酸性紙使用による資料の劣化

酸性紙を使った公文書等の劣化問題は、公文書館にとって大きな問題です。特に紙質の悪かった昭和二十年代のもものは、傷みがひどく、触れるとポロポロと崩れてしまい、修復どころか触れることすらできない状態で、保存に苦慮しています。ここまで傷んでしまうと手の施しようがありません。とにかく、これ以上傷まないように祈りながら、保存状況に気を配り、新たな技術が開発されるまで、じっと待つしかありません。このような前に、原本の滅失に備え、マイクロフィルム化・デジタル化を行い、情報だけでも保存していく必要があります。

酸性紙の劣化抑制対策として、酸性紙を中和する大量脱酸処理法の開発が進んでいます。当館でもメーカーの協力を仰ぎ、実験的に行ってみました。結果としては、多少用紙は黄ばみますが、大きな効果が見られました。ただし、この方法では、用紙の延命効果は期待できませんが、傷んでしまったものを修復することはできません。また、費用が高価なことも問題のひとつですが、それ以上に、各種の紙質で試した結果、化学反応により青色の退色が見られ、青色のカーボンで書かれた文字は完全に消えてしまっていました。このため、紙質や筆記用具が均一でない公文書への導入には、踏み込みにくい点があります。



劣化した酸性紙の文書

資料を損傷するその他の原因

本庁や地方機関から歴史的価値のある公文書を収集していますと、鉄製のホッチキス針やクリップなどを使用して綴られている文書をよく見かけます。これらは、そのままにしておくこと鉄の部分が錆びてしまい、文書にまで悪い影響を及ぼしてしまいます。また、輪ゴムでまとめてある文書は、輪ゴムが劣化して文書に貼り付いてしまいます。

こうした文書に対して悪い影響を及ぼすと思われるものは、当館の職員の手で極力取り除くようにしています。しかし、なかなか収集する資料全部にまで手が回らないのが実状です。長期の保存を要する文書は、簿冊を編冊する段階からこうしたことに配慮したいものです。

平成十二年度企画展から

〔テーマ〕

「明治後期から昭和前期にかけての愛知の初等・中等教育」



企画展開催風景

本館では所蔵資料や本県の歴史に対する理解を深めていただくため、毎年企画展を開催しています。

本年度は平成十二年八月一日から九月二十九日まで、本館展示室において「明治後期から昭和前期にかけての愛知の初等・中等教育」をテーマに開催しました。ここで、そのあらましを紹介します。

二十世紀の本県歴史を振り返るため、主に同世紀前半における学校教育の歩みを関係資料の展示でたどりましました。

展示内容は、「愛知県教育行政のあゆみ」「初等教育」「中等教育」「戦時下の教育」「戦前の教育関係団体」の各小テーマで構成し、当時の公文書・記録類のほか、親しみやすいように戦前の教科書・卒業証書等の資料を展示し、写真パネルを多用するなどして、分かりやすい解説に努めました。

今回の企画展で特に注目されたのは、愛知県図書館から本館へ移管された戦前の「愛知県小学校長会文書」や「愛知県教育会文書」など、当時の教育行政と関係が深かった教育関係団体の文書です。県教育委員会で現在、編さん刊行中の『愛知県教育史』にも使われていない新発見の資料が多くあり、今回の展示で初めて一般公開しました。本県の教育史を究明する上で貴重な史料といえます。

一般の方々からは、「昔の思いがけない資料が残っているのに驚いた」「戦前の教育について理解が深まった」「もう一度来てゆつくり見たい」などの感想が寄せられ、見学された方の反応は大変好評でした。戦前の教育を受けられた方は懐かしい思いで、戦後生まれの方は今とは大きく異なる教育に興味を持って見ていただけたようです。

「教育」という少ししかたいテーマでしたが、テレビや新聞にも紹介され、公文書館及び所蔵資料への関心が一層高まった展示だったと思います。

夜業に蠟燭支給

― 県庁文書から ―

古い県庁文書に目を通していきますと、思いがけない記録がでてきて、目から鱗が落ちる思いをすることがあります。

明治二十二年（一八九九）会計課主計係『決議留』のなかに「旅行中夜業用蠟燭官費支給廃止ノ件」と題した、同年三月十八日付けの起案がありました。簡潔達意の伺い文で、いまから百二十年前まで、出張巡回先での事務取り調べのために、蠟燭が現品又は代金で下げ渡されてきていたことを伝えていきます。その全文を紹介してみましよう。

旅行中客舎ニ於テ事務取調ノ為メ夜業ヲ為スモノハ従来蠟燭ヲ交付相成居候処右ハ普通ノ灯火ニテ事足ルヘシ又製図其他細密ノ調物ニ至テハ到ル所「ランプ」ノ備工可有之若シ山間僻地等ニテ此便利ヲ得サルトキハ旅費ヲ以テ支弁セシムルモ些々タル費額ニテ更ニ旅行者ノ困難ヲ見サルヘシ且庁中ニアリテハ採別各地へ出張巡回スル者

へ蠟燭ヲ交付スルモ実ニ取締ノ法難相立ニ付二十二年度ヨリ之ヲ廃止相成可然歟庁中第一部第二部へ御達案共左ニ相伺候

案

第一部
第二部

出張巡回先ニ於テ事務取調ノ為メ要スル蠟燭ハ現品又ハ代金ヲ以テ下渡来候処二十二年度ヨリ之ヲ廃止ス

明治二十二年三月 日 知事

この伺いには会計課長、第二部長及び知事の決裁印が捺されていて、三月二十七日から夜業用蠟燭の官費支給が廃止されました。ランプの普及と新たな電灯の需要予測にもとづく措置だったのではないのでしょうか。

すでに明治十九年十月、名古屋で最初の電灯（白熱灯）が公開され、二十二年十二月には名古屋電燈会社が営業を開始します。開業時に名古屋市内で電灯をつけたのは四十一町、約四百戸。送電は日没から三時間で「三時間灯」と呼ばれていましたが、翌年には「終夜灯」となり、電灯需要が順調に伸びています。

(田中 輝)

レファレンスコーナー

Q 愛知県庁舎として最初に建てられた建物の新築年月日、その場所を教えてください。また、写真や図面はありますか。

A 最初に県庁舎として使用された建物は、明治初期の名古屋藩・名古屋県庁舎時代からの元名古屋藩臣竹腰家上屋敷(名古屋城三の丸内)でした。明治七年十一月、名古屋東本願寺別院内へ仮移転の後、同十年六月、名古屋区南久屋町に県庁舎として最初の建物が新築され、同三十三年四月に南武平町へ新築移転するまで存続しました。

新築年月日は、『沿革備考愛知県布達索引』第一巻中、明治十年六月十五日付け甲第二百十号布達に「県庁新築落成十七日縦覧ヲ許シ、十八日移庁、十九日開庁ス」とあります。

場所は、「地籍帳」(明治十七年調)記載の県庁敷地(三千七百四十六坪)の所在地から南久屋町四丁目(現在の名古屋市中区栄)と分かります。

建物の外観
写真は『愛知県史第三巻』

(昭和十四年愛知県刊)の口絵(下写真)にありますが、建築図面は、現在のところ見つかりません。



利用案内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日
国民の祝日

年末年始(十二月二十八日から一月四日まで)

整理期間(春季十日以内)

★利用方法

- ・資料の閲覧は無料です。
- ・閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出してください。
- ・資料の館外貸出は行いません。閲覧室で閲覧してください。
- ・所蔵資料の複写の希望にも応じています(有料、一部複写出来ないものがあります)。

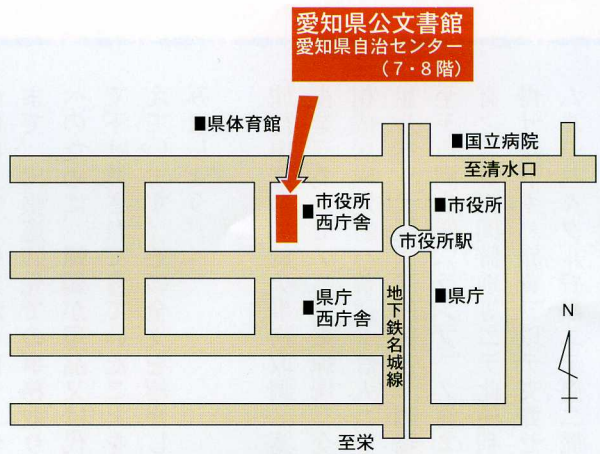
★展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展(時期等未定)を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。

★ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>

案内図



★交通機関

- 地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口
- 市バス「市役所」下車
- 名鉄バス「県庁前」下車
- JR東海バス「県庁前」下車

古い文書を集めています

愛知県地域の古文書や戦前に愛知県が発行した行政刊行物等が出てきたら、汚れていてもかまいません、処分せずに公文書館へご連絡ください。貴重な歴史資料かもしれません。

編集後記

▼愛知県公文書館だより第五号をお届けします。本号は所蔵資料や公文書館の業務を中心に紹介しました。地味な仕事ですが、今後も県民皆様の貴重な歴史資料を未来へ引き継ぐために努力していきます。

▼今年度は部制再編により、県の組織は大きく変わり、本館も総務部総務課の管理となりました。今は変革の時期ですが、歴史的価値ある公文書は、確実に収集・保存していきたいものです。▼本館所蔵資料は、県の公文書が中心ですが、その中には地籍図のように、皆様がお住まいの地域に関する意外な文書が見つかるかもしれません。一度じっくり調べてみませんか。公文書館は、どなたでも利用出来る史料の保存利用機関です。

愛知県公文書館だより 第五号

平成十三年二月十五日

編集発行 愛知県公文書館

〒四六〇-〇〇〇-一

名古屋市中区三の丸二-三-一二

愛知県自治センター内

電話 〇五二(九六一) 二二一一

(県庁代表)

FAX 〇五二(九七三) 三三五〇